

検討事項

(2 - 1 ~ 2 - 5)

(抄)

検討事項2 - 1

[ADR に関する基本的な法制の枠組み]

基本的考え方

司法制度改革審議会意見では、わが国の ADR について、さまざまな運営主体による多様な手続が存在するものの、現状においては、一部の機関を除いて、必ずしも十分に機能しているとは言えないと指摘されている。この点について、これまでの検討では、各々に積極・消極意見はあるものの、以下のような指摘がなされている。

ADR に関する国としての基本的姿勢や ADR の位置付けが明確でなく、国民の間に ADR が紛争解決手段として十分に理解・認識されていない。したがって、ADR に関する基本理念や ADR の健全な発展のために国、地方公共団体、ADR 機関等の各主体が担うべき役割(国の責務等)といった ADR に関する施策の基本を明らかにする法制の整備が必要ではないか。

国民の間で、ADR の提供体制や手続に対する信頼が確立されていない。したがって、ADR の自主性・多様性に配慮しつつ、ADR の公正性・信頼性を確保するために、ADR 機関や ADR の担い手が遵守すべきルールを明らかにする法制の整備が必要ではないか。

裁判と並ぶ魅力的な選択肢というには、ADR は訴訟手続に比して効果などが見劣りし、使い勝手が悪い等の制度上の問題がある。したがって、ADR が紛争解決の場として十分機能しうるようにするため、利用の促進や裁判手続との連携促進に資する実体法・手続法上の特例を設ける法制の整備が必要ではないか。

仲裁手続に関しては、国際的ルールとの整合性にも配慮した新たな手続ルールが仲裁法案として国会に提出されたが、代表的な ADR である調停・あっせん手続に関しては、民間部門により提供される場合に適用される一般的な手続ルールがない。したがって、国民が安心して調停・あっせんを利用して紛争解決を図ることができるようにするため、調停・あっせん手続に関する一般的な手続ルールを定める法制の整備が必要ではないか。

(注) 以下では、便宜、上記の を「基本的事項」、 を「一般的事項」、 を「特例的事項」、 を「調停手続(法)事項」と称する。

また、「ADR」は‘Alternative Dispute Resolution’という英語の略称であり、今般の司法制度改革においては、「裁判外における紛争処理制度」、「裁判外の紛争解決手続」などと訳して用いているが、定訳があるわけではない。そもそも、ADR の手続、解決基準等は事案の性格や紛争当事者の事情によって異なり、また、その多様性自体が ADR の特長の一つに挙げられていることもあって、ADR の範囲は一義的には定まらない。

そこで、上記のような考え方を踏まえて ADR に関する基本的な法制を整備することとした場合には、まず、ADR に関する基本的な法制の枠組みについて、ADR の外延をどのように捉えて法制を整備することが適当か¹ 基本的事項、一般的事項、特例的事項のそれぞれについて、大枠として、どのような範囲の ADR を適用対象とすることが適当か という点を検討する必要がある。

これまでの検討では、総論として、次のような指摘がなされている。

基本的事項については、国としてADRを社会における紛争解決機能の拡充を図る上で重要な役割を果たすものと位置づけ、その健全な発展のための法的基盤を提供するものである。したがって、規定を置く場合には、提供主体や手続類型を問わず、幅広い手続を対象とすることを原則とすべきであるが、行政処分に係る紛争解決手続については、私的自治を基礎とする紛争解決手続とは異なる面があることに留意すべきではないか。

一般的事項については、ADR の提供体制や手続の公正性・信頼性を確保するための法制整備を目的とするものである。したがって、

- i) どのような種類の手続に適用するかという点については、項目に応じた検討が必要ではないか。
- ii) また、どのような主体が提供する手続に適用するかという点については、すでに個別法の規定がある司法型・行政型 ADR は除かれてもよいのではないか。

¹ ADR の外延を検討する目的はADRに関する基本的な法制の適用範囲を画することであり、範囲外の手続の存在を否定したり、消極的な評価を与えたりするものではない。

² ADR の範囲を検討する目的はADRに関する基本的な法制の適用範囲を画することであり、範囲外の手続の存在を否定したり、消極的な評価を与えたりするものではない。

特例的事項については、ADR に一定の法的効果等を付与することによって利用を促進することを目的とするとともに、公正性・信頼性を有するADR のみにそのような法的効果等を付与することで、ADR が公正性・信頼性を備えたものとなるように誘導する効果を期待するものである。したがって、規定に応じて、対象となる手続はおのずと限定されてくるのではないか。

そこで、では、これまでの検討状況を踏まえ、ADR に関する基本的な法制におけるADR の外延、すなわち、適用対象となるADR の範囲、各事項の適用範囲や他の法令との適用関係に関する基本的考え方といった、ADR に関する基本的な法制の枠組みについて整理を行っている。

具体的な論点

1. ADR に関する基本的な法制における「ADR」の範囲

【論点1 - 1】

ADR に関する基本的な法制を整備する場合には、第三者の関与の下、裁判によらないで民事に関する紛争³の解決を図るための手続(裁判上の和解を除く⁴。)のうち、次の要素を満たすものを「ADR」というものとしてはどうか。

第三者のうち少なくとも1名は、当事者の代理人(代理人に準ずる者を含む。)以外の者であること

第三者が、両当事者間に介在するものであること

第三者が、判断の提示による紛争の終局的な解決を図ること、又は、解決案や評価の提示その他の当事者に対する働きかけにより当事者間の合意形成の促進を図ることを目的として関与するものであること

なお、民事に関する紛争のうち行政処分に係る紛争については、ADRに関する基本的な法制の対象とはしないことが適当ではないか。

趣旨

ADR は、その提供主体により民間型、行政型、司法型に、また、その種類により仲裁、裁定、調停、あっせん等に分類される⁵が、ADR に関する基本的な法制のうち、少なくとも、基本的事項については、幅広い手続を適用対象とすることが適当ではないかと考えられる。そこで、原則的には、これらの手続をすべて含み得るものとなるよう、ADR の範囲を設定するという考え方を示すものである。

なお、行政処分に係る紛争⁶については、私的自治の原則が必ずしもあてはまらない面があり、また、その健全な発展については、必要な場合には、行政不服申立て制度のあり方を検討する中で議論されるべきものと考えられる。そこで、ADR に関する基本的な法制の適用対象には含めないことを一つの考え方として示すものである。

³ 法律上の紛争以外の紛争も含まれる。

⁴ 訴訟手続の過程で裁判官が和解を試みる訴訟上の和解及びいわゆる即決和解をいう。これら裁判上の和解に関する手続の健全な発展については、必要な場合には、民事訴訟制度のあり方を検討する中で議論されるべきものと考えられるので、ADR に関する基本的な法制の適用対象には含めないものである。

⁵ 別図「わが国のADRの分類(例)」を参照。

⁶ 別図「第三者的な行政機関による紛争解決手続の類型(例示)」を参照

(注)以下の検討では、上記の ADR の範囲内の手続における第三者を「主宰者」と総称するとともに、以下のとおり手続の種類を区分している。

裁断型手続・・・もっぱら主宰者の判断の受諾により紛争の終局的な解決を図ることを目的とする手続

- i) 仲裁・・・仲裁法(案)の規定の適用を受ける手続
- ii) 裁定・・・仲裁法(案)の規定の適用を受けない手続⁷

調整型手続・・・もっぱら当事者の互譲により紛争の終局的な解決を図ることを目的とする手続

- i) 調停・あっせん・・・主宰者が、当事者に対し、和解形成を促進するために判断の提示その他の働きかけを行う手続⁸
- ii) 評価・・・主宰者が、当事者に対し、和解形成を促進するために判断の提示のみを行う手続⁹

【論点1 - 2】

論点1 - 1の要素のうち、は満たすものの、又は を満たさない手続を相談手続・苦情処理手続(以下単に「相談手続」という。)と位置付け、必要に応じて、ADRに関する基本的な法制を適用することを検討するものとしてはどうか。

趣旨

紛争解決を図ることに関連する手続のうち、第三者の関与が一方当事者のみとの関係にとどまるもの(論点1 - 1の を満たさないもの)であったり、当事者間での主張の取り次ぎにとどまるもの(論点1 - 1の を満たさないもの)であったりする場合には、紛争解決手続そのものとは言い難い。

しかし、このような手続も、ADR を幅広く支えるものとして重要な役割を果たしていると考えられる。そこで、これらを相談手続と位置付け、必要に応じて、ADRに関する基本的な法制を整備する際に、適用対象とするという考え方を示すものである。

⁷ 別図「裁判外における第三者の関与による紛争の解決手続等の類型化のフローチャート」における裁定 及び裁定 が含まれる。

⁸ 別図「裁判外における第三者の関与による紛争の解決手続等の類型化のフローチャート」における調停及びあっせんが含まれる。

⁹ 別図「裁判外における第三者の関与による紛争の解決手続等の類型化のフローチャート」における裁定 が含まれる。

2. ADR に関する基本的な法制の各事項の適用範囲

【論点2】

基本的な法制を整備する場合に設けることを検討すべき各事項のうち、

基本的事項は、すべての ADR 及び相談手続を適用範囲とする。

一般的事項は、原則として、民間部門が提供する ADR 及び相談手続を適用範囲とし(個別法令に別段の定めがある場合を除く¹⁰。)、必要に応じて、規定ごとに適用対象の絞込みを検討する。

特例的事項は、民間部門が提供する ADR 及び相談手続について、規定ごとに、適用範囲を検討する。

基本的な法制の整備に合わせて、調停手続(法)事項の制定を検討する場合には、民間部門が提供する調停・あっせんを適用範囲とする。

ものとしてはどうか¹¹。

趣旨

ADR に関する基本的な法制として各事項を規定する場合には、それぞれを規定する目的に照らし、いずれの提供主体による、いずれの種類の手続を適用範囲とするかについて、その大枠についての考え方を示すものである。

なお、特例的事項に関する規定のように、行政型 ADR についても同様の規定の整備を考慮し得るときは、行政型 ADR を規定する個別法令における制度目的に照らし、ADR に関する基本的な法制の検討と合わせ、必要に応じて、行政型 ADR を規定する個別法令の規定の見直しも検討されることになるものと思われる。

¹⁰ 個別法令(仲裁に関する仲裁法(案)等)に別段の定めがある場合には、ADR に関する基本的な法制の性格にかんがみ、個別法令の規定の適用を優先するよう調整を図るものである。

¹¹ 別図「ADR に関する基本的な法制の枠組み(イメージ)」を参照